解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十二月十八日土地区画整理法第四十五条第二項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二日

神奈川県藤沢市弥勒寺三丁目一七番二一号
ウェルストンハウス一〇二号
藤沢市村岡東二丁目土地区画整理組合
清算人代表　沼上　晃

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年一月九日各務原市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二日

岐阜県岐阜市薮田南五丁目一四番一二号
鵜沼駅東部第二土地区画整理組合
代表清算人　藤吉　善弘

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十二月五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年二月二日

静岡県静岡市葵区紺屋町一一番地一七
中部産業廃棄物厚生年金基金
代表清算人　新井　相権

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区西野九条四丁目七八五番地四、最後の住所札幌市西区西野九条四丁目六番四八号　被相続人　亡　千葉美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

事務所札幌市中央区北二条西一三丁目一番地一　K²BLD五階　鈴木一嗣法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北斗市千代田四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　洋司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

北海道函館市中道二丁目二四番一五号　KIビル2F
相続財産管理人　弁護士　山内　良輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字館の沖七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河野　哲哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

岩手県大船渡市盛町字権現堂二番地一〇
相続財産管理人　畠山　博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字館の沖七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　河野　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

岩手県大船渡市大船渡町字永沢一七番地一二―A　相続財産管理人　長谷川浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市笹谷字金屋八番地、最後の住所福島市佐倉下字宿東一四番地　被相続人　亡　佐々木チイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

福島県伊達郡桑折町字本町六番地
相続財産管理人　安斎　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区板橋二丁目六四番地、最後の住所埼玉県さいたま市南区大字大谷口九五七番地一〇　被相続人　亡　磯貝　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県西八代郡市川三郷町印沢二八三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小池　藤雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

事務所山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統泉ビル中込博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　落合　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市城西一丁目四〇番地一、最後の住所長野県安曇野市三郷明盛三六七番地九　被相続人　亡　住奥　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

長野県安曇野市豊科南穂高五〇四番地一七
相続財産管理人　弁護士　宮井麻由子

相続債権者受遺者への催告

本籍岐阜県山県市円原三三五番地、最後の住所岐阜市城前町一丁目一四番地城前レジデンス一〇二　被相続人　亡　若森　一人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階　廣瀬小島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平松　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県不破郡垂井町表佐一三六二番地三、最後の住所岐阜県養老郡養老町下笠一四六一番地六　被相続人　亡　富田　喜英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月二日

岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕三三七番地
相続財産管理人　弁護士　藤井　慎哉

第11期決算公告

平成27年2月2日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社ウエスト　イノベーションアライアンス
（旧商号　株式会社イノベーションアライアンス）
代表取締役　恩田　英久

貸借対照表の要旨（平成26年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	627,793
	固定資産	12,849
	繰延資産	1,026
	合計	641,669
負債及び純資産の部	流動負債	192,019
	株主資本	449,649
	資本金	50,000
	利益剰余金	399,649
	その他利益剰余金	399,649
	（うち当期純利益）	(220,989)
	合計	641,669